

原著

子どもの権利と保育 －保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の検討から－

長 谷 範 子*

**Children's rights and the Early Childhood Education and Care
-Considerations from preschool curriculum-**

Noriko Hase

本稿では、子どもの権利条約制定30年、日本が子どもの権利条約を批准して25年の節目に、今日の就学前の教育・保育を取り巻く現状の中で、果たして子どもの権利条約に示される子どもの権利が保障されているのかを検証することを目的とした。特に、子どもの生活の場である保育の現場で、子どもの権利が保障されているのかどうかということを検討するために、まず、子どもの権利について子どもの権利条約から整理した。さらに、第2次世界大戦直後に提出された「保育要領」における子どもの権利保障と、平成30年に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針における子どもの権利保障について検討し、子どもの権利保障のありようを比較検討した。また、今日の保育を取り巻く現状にかかる子どもの権利の保障の課題を検討し、子どもの権利を保障するための保育者や大人のかかわりについての整理ができた。

Key words: 子どもの権利条約、子どもの権利、保育、保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針

1. 研究の背景

今年は、国連が子どもの権利条約を採択して30年、日本が批准して25年という節目の年に当たる。

戦後の日本においては、憲法（1946年）、児童福祉法（1947年）、児童憲章（1951年）等が制定され、1994年に子どもの権利条約を批准した。しかしながら、今日の日本における子どもを取り巻く状況は、児童虐待15万9850件（2018年8月厚生労働省発表）、いじめ41万4378件（2018年10月文部科学省発表）等であり、子ども一人ひとりが権利の主体として自己を生きているとは言えない状況である。それは、2019年2月、国連子どもの権利委員会（CRC）が公表した「最終見解」からも言える。そこでは、「行動計画の策定検討を含む、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撲滅に向けた取組みを求める。」とされ、また、「児童虐待防止法改正、附帯決議（体罰によらない子育ての啓発、懲戒権の行使の在り方についての検討）の内容を評

価しその実施および体罰禁止の法制化の検討を求める。」とされている事からも明らかである。日本においては、民法で親権に伴う懲戒権がいまだに存在し、「体罰は人権侵害」であるという意識が十分に持たれているとは言えない。それはまた家族内の子育ての方法の一つとして体罰が繰り返されることにもつながっている。さらに、それはすなわち、子どもを権利の主体者としてとらえることができていないということでもある。

一方、就学前の幼児教育・保育の場で、保育者は子どもを権利の主体者としてとらえることができているのであろうか。

第2次世界大戦後、就学前の教育・保育は、1948年の「保育要領」、そして1956年に始まる「幼稚園教育要領」、1965年の「保育所保育指針」を拠りどころとして保育を行ってきた。「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」とともに、社会の変化を反映しながら改訂を繰り返し、現在は平成29年改訂の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」により保育が行われている。

* 四條畷学園短期大学 非常勤講師

そこで、本稿では「保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の特に総則、原理等の幼児教育・保育の原則に関わる部分に注目しながら、「子どもの権利」の視点からそれぞれの要領、指針の内容を検討する。就学前の幼児教育・保育の拠りどころである要領、指針における「子どもの権利」を明らかにすることは、保育において保育者が子どもを権利の主体者として尊重する保育における具体的なかかわり（行動）を示すこととなり、第2次世界大戦直後の「保育要領」にみられる「子どもの権利」と、今日の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」にみられる「子どもの権利」を比較することは、就学前の教育・保育において、権利の主体としての子どもについての考え方の際の有無、内容を明らかにすることとなる。また、保育において保育者が子どもを権利の主体者として尊重する具体的なかかわり（行動）を明らかにすることは、保育はもとより、家庭における、体罰によらない子育ての方法を示すことにもつながると考えられ、有意義であると考えた。

2. 子どもの権利

子どもの権利に関する基本的な考え方は、1989年11月20日に国連総会で採択されたConvention on the Rights of the Child（「児童の権利に関する条約」）。以下、「子どもの権利条約」とする）に示され、それは国際的にも承認された考え方であると言える。

ここでは、条約の中で、特に保育にかかわる視点となる条文についてまとめることとする。

条約では、その前文で、「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」としている。これは、すべての子どもが、自己を生きる主体として、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で、言い換れば、愛情に裏付けられた肯定的理のもとで完全なかつ調和のとれた発達を遂げる権利を持つということである。

また、第6条では、1 締結国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認め。2 締結国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。とし、これは、すべての子どもが、豊かな環境の下で生存と発達

を保障される権利を有することであるといえる。

第12条では、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」

さらに第13条では、「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求める、受け及び伝える自由を含む。」とある。

第12条、第13条から、自己の意見を形成する能力のある児童は、自己にかかわるすべての事項について自己の意見を表明する権利を有し、かつ自由に多様な方法を使って表現する権利を有することが言われている。

第27条では、「1. 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2. 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。」

とされ、子どもが、適切な環境の中で発達保障される権利を有することを示し、その生活条件を確保する第一義的な責任が、親権者にあることを示している。

第28条では、「1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成する…」とされ、子どもが等しく教育を受ける権利を有することを示している。

また第29条では、「1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。(a)児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」とあり、平等に有する教育を受ける権利についてその教育は、子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることができが志向されなければならないとされている。

これらの条文から保育に深くかかわり、保育に

について検討する視点をまとめると、以下の5点となる。

- ① 愛情に裏付けられた肯定的理解のもとで完全なかつ調和のとれた発達を遂げる権利が保障されているか。
- ② 豊かな環境の下での生存と発達が保障されているか。
- ③ 自己の意見を自由に表現する権利が保障されているか。
- ④ 親権者による責任の下、適切な環境の中で発達保障されているか。
- ⑤ 子どもの個々の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることを志向した教育が保障されているか。

なお、就学前の教育・保育の対象が、0歳から6歳という極めて発達の初期にある、多様な表現方法が未熟であることを鑑みると、18歳までの子どもと同じ視点では権利保障ができないことがあることに注意しなければならない。例えば、①の愛情に裏付けられた肯定的理解はアタッチメントの形成とかかわって大変重要な視点となる。また、③の自己の意見の表現については、例えば不快を泣くことで訴えることや言葉では表現できないが態度や表情で伝えようとしていることなどについても、「表現できない」ととらえられるのではなく、表現できないからこそ保護者や保育者によって丁寧に聞き取られる権利を有するのだと理解しなければならない。また、④の「親権者による責任の下」については、親に責任があるので保育者の責任ではないのだということではなく、親権者とともに適切な環境構成をし、発達を保障する責任があると理解しなければならないと考える。

3. 「保育要領－幼児教育の手引き」と子どもの権利

(1) 「保育要領－幼児教育の手引き－」

「保育要領－幼児教育の手引き－」は、1948年、文部省によりに刊行された。戦後、1947年に教育刷新新委員会総会は「幼児保育施設を統一」する方針を出し（一番ヶ瀬他 1962）、幼保一元化を実現しようとしたが、保育所が児童福祉法で規定され、児童福祉施設となつたことにより、保育

制度の二元化は固定化されたと言える。保育内容については、保育する立場で考えると、何を、どのように伝え、指導するかという点については、対象が就学前の同じ年齢の子どもであれば、幼稚園も保育所も本質的には同じであろうと考えられる。その点で、1948年に作られた「保育要領－幼児教育の手引き－」は、一元化の要求を反映したものと解されている（一番ヶ瀬他 1962）。「幼児教育の手引き」とのサブタイトルからもわかるように、これは幼稚園だけでなく、保育所や家庭も教育の対象として考え、作成されたのである。

さてその内容であるが、そのまえがきには、「…幼稚園も新しい学校教育法により、学校の一種として、すなわち正式の学校教育の系統の出発点として、はっきりした位置を認められることになった。…幼稚園以外にも、社会政策的な見地から幼児を保護し、勤労家庭の手助けをするための保育所・託児所をはじめ、いろいろな幼児のための施設がある。これらの施設においてもその預かる幼児に対して教育的な世話を絶対に必要なのである。教育的な配慮や方法をもってなされない保護や収容は、かえって幼児の健全な生長発達を阻害することになることが多い。」とされている。

保育要領の目次は、

- 一 まえがき
- 二 幼児期の発達特質
- 三 幼児の生活指導
 - 1 身体の発育
 - 2 知的発達
 - 3 情緒的発達
 - 4 社会的発達について
- 四 幼児の生活環境
 - 1 運動場
 - 2 建物
 - 3 遊具
- 五 幼児の一日の生活
 - 1 幼稚園の一日
 - 2 保育所の一日
 - 3 家庭の一日
- 六 幼児の保育内容
 - 楽しい幼児の経験
 - 1 見学
 - 2 リズム
 - 3 休息

4	自由遊び
5	音楽
6	お話
7	絵画
8	製作
9	自然観察
10	ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居
11	健康保育
12	年中行事
七	家庭と幼稚園
1	父母と先生の会
2	父母の教育
3	父母教育の指針
4	小学校との連携
参考図	

となっている。

(2)「保育要領－幼児教育の手引き－」と子どもの権利

まえがきの一部示した部分と目次から、前項で整理した①～⑤の視点に照らして考えると、①愛情に裏付けられた肯定的理解のもとで完全なかつ調和のとれた発達を遂げる権利が保障されているか。については、「学校の一種として」と明記されているように、学校という立ち位置であることと、「幼稚園、保育所、託児所等での保育は教育的な配慮と方法をもってしなければならない」とあり、これらの点からは保育者の側からの一方的な教育的かかわりの印象が強く、子どもの自己の発揮や肯定的な子ども理解の視点は弱い印象を受ける。

②の視点「豊かな環境の下での生存と発達が保障されているか。」という視点については、社会的には戦火の影響が地域によってはまだ色濃く、豊かな環境が整いにくい状況も想像されなくはないが、まずは要領の「四 幼児の生活環境」で、当遅延という場所においては、幼児にとって必要な環境が整えられていると判断される。

③の視点「自己の意見を自由に表現する権利が保障されているか。」ということについては、保育要領における保育内容の特徴から検討することができる。要領における保育内容の特徴は、「子どもの興味や要求」を出発点とし、「子どもの現実の生活」を通路として、「幼児の生活は自由な遊びを主とするから、一日を特定の作業や活動の時間に細

かく分けて、日課を決めることはこのましくない」としたことにある。(一番ヶ瀬他 1962)「自由遊び」が大切にされ、「幼児を一室に閉じ込め、一律に同じことをさせる」ことは好ましくないとされたのである。すなわち、六 幼児の保育内容 楽しい活動は、目次が示すように多くの具体的な活動を含み、自由遊びもその一つとして示されているが、実際には保育の方法そのものが「自由遊び」として集団遊びに至るまでを包括するものとされたのである。それは、「活ぱつな遊びのうちに自然にいろいろの経験が積まれ、話し合いによって観察も深められ、くふうや創造が営まれる。また自分の意志によって好きな遊びを選択し、自分で責任を持って行動することを学ぶ。子供どうしの自由な結合からは、友愛と協力が生まれる」と表現された。

のことから、③「自己の意見を自由に表現する権利が保障されているか。」という視点については、戦前とは違う新たな原則として、保育において大切にすることとなったと考えることができる。

次に、④ 親権者による責任の下、適切な環境の中で発達保障されているか。という点については、時代背景を考えると、戦災による消失や海外引揚者の増加による住宅難、また親たちは生活に追われる中で、保育所においては青空保育も実施されていたとされる。

一方で、幼稚園においては、戦後数年しか経過していない時期にもかかわらず「父母」という表現が使われているように、戦争の影響を受けにくかった階層の子女が新たな教育を受ける機会を得られていたということが考えられる。比較的恵まれた環境の中で育っている子どもたちが幼稚園に通い、そういう意味では幼稚園では④親権者による責任の下、適切な環境の中で発達保障されているか。という点については子どもの権利は守られていたであろう。しかしながら、児童福祉法で定められる児童福祉施設となった保育所に通う子どもたちは、幼稚園に通う子どもたちと比べて生活背景が大きく異なり、日々保育に欠ける中で、昭和23年、児童福祉施設最低基準により保育を受けることとなっていく。児童福祉施設最低基準は、第55条で保育の内容について定めているが、「保育所における保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡の外、第13条第1項に規

定する健康診断を含むものとする」と簡単に規定された。

このように、「保育要領」では幼稚園の子どもも、保育所の子どもも、家庭の子どもも対象としながら、実際は時代背景の中でその生活状況は大きく異なり、子どもの権利保障については、保護者の生活状況における余裕の有無などから、大きく異なり、適切な環境の中で育てられる権利は十分に保障されていなかった子どもも多かったと考えられる。

そして、⑤ 子どもの個々の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることを志向した教育が保障されているか。ということについては、その時代背景から、十分保障されていなかったと考えるのが妥当であろう。また、保育要領がありながら、児童福祉施設として保育所が規定されたことから、児童福祉施設最低基準に示された保育内容が基準となることで、保育所で過ごす子どもたちについては、子どもの能力を伸ばしていこうとする教育的な積極性は欠けることになったと言える。

4. 幼稚園教育要領、保育所保育指針（平成30年施行）と子どもの権利

平成30年、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改定された。

(1) 幼稚園教育要領の改訂

幼稚園教育要領は、

①幼稚園教育については、近年の子どもたちの育ちの変化や社会の変化に対応し、発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などの生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促す。

②子育ての支援と教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動については、その活動の内容や意義を明確化する。また、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動については、幼稚園における教育活動として適切な活動となるようになる。

というのが改定の趣旨であり、目次は以下に示すとおりである。

目次

前文

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力
及び「幼児期の終わりまでに 育ってほしい姿」

第3 教育課程の役割と編成等

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

第6 幼稚園運営上の留意事項

第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康

人間関係

環境

言葉

表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

である。その前文では、「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的…」とされている。

(2) 保育所保育指針の改定

保育所保育指針について、大きく2つのポイントがある。1つは、乳児保育と1歳以上3歳未満児の保育のねらいと内容の記載が充実したこと、乳児保育、3歳未満児保育を行う際のポイントが、さらに丁寧に解説された点である。ここで乳児保育とは0歳児の保育であり、0歳児は、1歳以上の保育内容の5領域を含み込む3領域で保育の内容が示されたことが大きな変更点である。同時に、1歳以上3歳未満児の保育のねらいと内容は、幼児教育と同じ5領域で示された。そして2つ目は、保育所が日本の「幼児教育施設」として位置付けられたことである。保育所も「幼児教育」を行う施設として設定され、幼稚園や幼保連携型認定こども園とともに「幼児教育のあり方」を明確にしている。目次は、以下のとおりである。

目次

第1章 総則

第2章 保育の内容

第3章 健康及び安全

第4章 子育て支援

第5章 職員の資質向上

この改定で留意しなければならないのは、保育所もまた幼児教育を行う施設として3歳児以上の幼児教育の内容を幼稚園、幼保連携型認定こども園とそろえるために、保育内容の部分から、養護が外れ、総則に記載されたことである。保育所保育は、養護と教育が一体的に展開されるのが特性であり、その本質は、幼稚園、幼保連携型認定こども園にも共通するものである。保育の内容から記載される場所が変更されたが、発達の初期にある乳幼児を対象とする施設として、「養護と教育の一体的展開」は、保育の基本として忘れてはならない大切な事項である。

(3) 幼児教育において新たに示された共通事項

幼児教育において新たに示された共通事項は、幼児期に育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である。

幼児期において育みたい資質能力とは、

- ① 知識や技能の基礎
- ② 思考力・判断力・表現力等の基礎
- ③ 学びに向かう力、人間性等 である。

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿とは、

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然とのかかわり・生命尊重
- ⑧ 数量・図形・文字等への関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

である。

平成30年の幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定について、子どもの権利の視点から考えると、

① 愛情に裏付けられた肯定的理解のもとで完全なかつ調和のとれた発達を遂げる権利が保障されているか。

という点については、保育所保育指針の特に乳児保育について5領域を含み込む3つのかかわりの視点が示されたことは、今まで以上に丁寧な、

乳児に対する肯定的なかかわりを意識し保育することにつながり、子どもの権利が保障される方向への改定であると判断できると考える。

② 豊かな環境の下での生存と発達が保障されているか。

という点については、今日社会問題となっている待機児童の問題、保育士不足の問題が深くかかわっており、次の項に譲ることとする。

③ 自己の意見を自由に表現する権利が保障されているか。

という点については、今回の改定の目的である「非認知能力を育てる」とかかわって、その方法論としてのアクティブラーニングの中で、対話の大切さが言われているが、乳幼児が対話に向かうためには、乳幼児ひとりひとりが安心して自身の思いや考えを表現することができる場の雰囲気や保育者の援助が不可欠である。その点において、保育者が場の雰囲気作りも含め援助できるのであれば、乳幼児が自己の欲求や要求、思いや考えを表現する土壤は醸成されるであろうと考える。

④ 親権者による責任の下、適切な環境の中で発達保障されているか。

この点については、児童虐待子どもの貧困の増加とかかわり、大きな課題を抱えていると考える。

⑤ 子どもの個々の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることを志向した教育が保障されているか。

この点については、今回の改定で、幼児期に育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されたことが深くかかわっていると思われる。しかし、留意しなければならないことは、幼児期に育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、子どもに求める乳幼児期の到達点ではないということである。このような姿に育つための教育・保育が日々の保育として丁寧に展開されているかが、保育者に問われているということであり、それが保育者により自覺的に理解されるのであれば、「子どもの個々の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることを志向した教育が保障されている」と言えるということであろう。

5. 子どもの権利と保育についての課題

前項で、② 豊かな環境の下での生存と発達が保障されているか。ということについて検討しなかったのは、それが、今日の保育が置かれている厳しい現状と深くかかわる問題であると考えたからである。

待機児童問題はすでに長きにわたり取り組まれてきているが、社会的な経済状況が厳しく、女性が結婚し、子どもを産んでも働くを得ない状況の中で、簡単に解決できる問題ではない。また、保育者の不足は、保育の質とかかわり深刻な問題である。待機児童解消のために、保育の場の規制が緩和されることは、乳児の過ごす場所が子どもの育ちにとって適切ではない環境となることを示す。児童虐待や子どもの貧困の増加と、子どもが育つ場の人的、社会的環境の悪化は、子どもの生存と発達を脅かす問題であり、大人が喫緊に改善しなければならない問題である。

子どもの命の保障もできなかった戦争を経て、戦後まもなく作成された保育要領では、いまだ社会的な環境が整わない中で、十分に子どもの権利を保障できなかったという事実が見られた。

そしてまた今も、大人社会の困難さを引き受けた形で、子どもの権利を十分に保障できない現実がある。

子どもの権利とかかわる「子どもの最善の利益」は、The best interests (of the child) と表現される。「Interests」なのである。子どもが日々ワクワクしながら周囲の物、人、出来事に興味を抱き、関心を示し、それを周囲の人に肯定的に認められながら過ごすことができる社会を、大人は子どもに保障しなければならないということである。

子どもの権利条約の源流を作ったとされるポーランドのコルチャックは、「子どもの笑い声が聞こえない国は滅ぶ」と言った。

日本においては、2019年10月より幼児教育が無償となり、今まで以上に多くの子どもが保育の場を経験することになるであろう。今こそ、社会で、保育の場で、家庭で、子どもの権利が深く考えられなければならないと考える。

引用文献

- 1) ユニセフ「子どもの権利条約」
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html
- 2) 文部省「昭和22年度（試案）保育要領試案」師範學校教科書株式会社 1948
- 3) 文部科学省 編「幼稚園教育要領」
フレーベル館 2017
- 4) 厚生労働省 編「保育所保育指針」
フレーベル館 2017
- 5) 一番ヶ瀬康子・泉 順・小川信子・宍戸健夫著「日本の保育」ドヌス出版 1962

参考文献

- 1) 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会編著 「子どもの権利ガイドブック〔第2版〕」明石書店 2006
- 2) 九州大学大学院教育学コース院生論文集 第11号
余公 敏子「保育所保育指針の変遷と保育課程に関する研究」 2011
- 3) 塚本智宏著「コルチャックと「子どもの権利」の源流」子どもの未来社 2019

—2019.10.10受稿、2019.10.10受理—

Children's rights and the Early Childhood Education and Care
-Considerations from preschool curriculum-

Noriko Hase

Shijonawate-gakuen Junior College

In this paper, 30 years after the establishment of the Convention on the Rights of the Child, and at the 25th anniversary of the ratification of the Convention on the Rights of the Child, we are in the current situation surrounding today's pre-school education and childcare. The purpose of this program was to verify whether the rights of children listed in the Convention on the Rights of the Child are guaranteed. Especially, the child's right was arranged from the child's rights convention first of all to examine whether child's right was secured in the site of the child's life. In addition, we examined the protection of children's rights in the "Childcare Guidelines" issued immediately after the Second World War, and the child's rights security in the kindergarten education guidelines revised in Heisei 30, and the child's right protection in the childcare guidelines.

Moreover, the problem of the guarantee of the right of the child related to the current state surrounding today's childcare was examined, and the arrangement of the childcare person and the adult's relations to secure child's right was able to be done.

Key words : Convention on the Rights of children, children's rights, childcare, childcare guidelines, kindergarten education guidelines, childcare guidelines